

中国風険消息<中国関連リスク情報> <2018 No.3>

中国におけるドローンの法規制について

【要旨】

- 本年6月1日よりドローンの経営性利用には企業情報や利用目的等の事前登録が義務化された。
- ドローン利用全般に関する禁止行為や罰則を盛り込んだ新条例も近く施行される見通しである。
- ドローン活用の本格化につれて規制が随時追加・変更される可能性があり注意が必要である。

1. ドローンの現行法規制

本年6月1日、ドローン（中国語で無人機、無人機）を「経営性」目的で利用する企業等に対する新たな法規制として、「民用无人驾驶航空器经营性飞行活动管理办法（暂行）（日訳：民用無人運轉航空機經營性飛行活動管理弁法）」（以下、同弁法という）が民航局（民間航空行政を管轄する行政部門）より発効された。同弁法では、ドローンを経営性目的で利用する企業に対して、飛行許可証の取得や飛行を行う都度の当局への活動報告を含む様々な義務を課している。

(1) 民用无人驾驶航空器经营性飞行活动管理办法（暂行）（MD-TR-2018-01）

① 法規制の対象となるドローンの定義

同弁法は、規制対象とするドローンを以下のように定義している。

- 機体重量が250g以上
- 空中散布（農薬等）、航空撮影（映像・写真）、デモ飛行、操作トレーニング等の経営性利用に用いる

※旅客輸送、貨物輸送に供するドローン利用は同弁法の対象外とされている。同弁法とは別に、今後より厳格な規制が適用されていくものと推測する。

② ドローンを経営性利用する企業の義務

同弁法は、上述の条件に該当するドローンを経営性利用する企業に対して許可証の事前取得を義務付けた上で、申請条件や利用時の義務について以下のように定めている。また、許可証の申請は専用サイト（<http://uas.ga.caac.gov.cn>）へのネット登録で実施するよう定めており、許可する場合には、申請から20日以内に許可証を発行するとしている。

a) 許可証申請の主な条件

- 利用主体は法人とし、法定代表人は中国籍公民でなければならない。
（注）日系企業で法定代表人が日本人の場合は許可対象外となることに注意が必要。
- 民航局の情報システムに、企業情報や利用目的等を実名で登録しなければならない。
- ドローンに第三者への賠償責任保険を付保しなければならない。

b) ドローン利用時の主な義務

- 有効な環境保護対策を講じなければならない。
(注) 飛行時の安全対策も環境保護対策に含むと考えられる。
- 許可証において認可された利用目的の範囲内で利用しなければならない。
- 飛行活動終了後、72 時間以内に専用サイトを通じて活動報告を提出しなければならない。
- 許可証は常時オフィス内に掲示しなければならない。

③ 「経営性」の定義に関する留意点

同弁法は、その表題にもある通り、ドローンを「経営性」目的で利用する企業に対する義務等を定めたものであるが、「経営性」の定義については具体的な説明はない。ドローンの業務活用を検討する企業においては、自社のドローン利用の目的・用途が「経営性」利用に該当するか否か、当局に事前照会を行うか、許可動向について情報収集するなどして確認を行うことをお勧めする。

なお、民航局によると、許可証申請の専用サイトが開設された 6 月 1 日当日に 328 社より申請を受け付け、このうち 25 社に対して当日中に許可証を発行したと公表している。

(2) その他の現行法規制

ドローン関連の法規制は上述したものを含めて 4 つ併存しており、規制の対象に応じて参照すべき法規制が異なる。各々の位置づけを表 1 に示す。(各々の法規制の間で重複する記載項目もあるため、具体的な内容は原文を確認いただきたい。)

表 1. 現行法規制の位置づけ

規制の対象	用 途	
	(民間利用全般)	経営性利用
機体・ユーザー管理 (実名登録等)	民用无人驾驶航空器实名制登记管理规定 (AP-45-AA-2017-03) <i>日訳: 民用無人運轉航空機实名制登記管理規定</i>	民用无人驾驶航空器 经营性飞行活动管理 办法(暂行) (MD-TR-2018-01) <i>日訳: 民用無人運轉航空機 經營性飛行活動管理弁法 (暫定)</i>
操作者 (操作ライセンス)	民用无人机驾驶员管理规定 (AC-61-FS-2016-20R1) <i>日訳: 民用無人機運轉者管理規定</i>	
飛行空域	民用无人驾驶航空器系统空中交通管理弁法 (MD-TM-2016-004) <i>日訳: 民用無人運轉航空機システム空中交通管理弁法</i>	

次に、各法規制の概要を表 2 に整理する。法規制は年々厳格化されているため、同一の項目（ユーザーの義務や禁止行為等）について異なる記載がある場合には、より新しいほうの法規制を参照することをお勧めする。

表 2. ドローン関連の法規制（発布順）

名称	発布	特徴
民用无人机驾驶员管理规定 (AC-61-FS-2016-20R1) (操作者に対する規制)	2016.7	<ul style="list-style-type: none"> 機体重量等により、ドローンを 9 種類に分類 分類VI以上の大型ドローンには、飛行範囲により当局発行の操作免許取得を義務付け 一部分類は業界団体（注 1）による合格証で操作可能 以下のいずれかに該当する場合は操作免許不要 <ol style="list-style-type: none"> ①室内飛行 ② I・II 類（機体重量 4kg 以下、積載重量 7kg 以下） ③人家の少ない人口非密集地域での試験飛行
民用无人驾驶航空器系统 空中交通管理弁法 (MD-TM-2016-004) (飛行空域に関する規制)	2016.9	<ul style="list-style-type: none"> 大型ドローン等の使用に、当局による評価管理制度を導入（評価管理制度の対象例） 最大重量 7kg 以上のドローン／空港周辺の飛行／夜間飛行／飛行速度 120km/h 超 飛行可能・禁止区域を明確化 原則として当局が定める「隔離空域」のみ飛行を認める。 飛行密集区／人口密集区／重点地区／繁忙空港周辺空域は原則飛行禁止
民用无人驾驶航空器实名制 登记管理规定 (AP-45-AA-2017-03) (機体・ユーザー管理に関する規制)	2017.5	<ul style="list-style-type: none"> ドローン製造業者に実名登録を義務化（会社情報、製品情報、購入者氏名と電話番号等） ドローンユーザーに実名登録を義務化（氏名、身分証番号、製品情報、使用目的等）

（注 1）本稿執筆時点では、業界団体による合格発行の仕組みは整備途上である点に注意が必要。

（3）ドローン利用時の主な留意点

上述した各法規制を踏まえると、ドローンの活用を検討する企業には下記の点に留意する必要がある。（表 3）。

表 3. ドローン利用上の留意点

項目	内容
用途・目的の確認	・自社のドローン使用の用途・目的が経営性飛行に該当するか確認する。
許可証の取得	・経営性飛行を行う場合は、事前に専用サイトに企業情報や使用目的を登録し、許可証を取得する。
操作免許	・免許不要で利用できるドローンは I・II 類（機体重量 4kg 以下、積載重量 7kg 以下）
飛行禁止区域・時間	<ul style="list-style-type: none"> ・運行は、室内飛行や人家の少ない人口非密集地域での試験飛行に限る。 ・飛行密集区・人口密集区・重点地区・空港周辺区域での飛行は行わない。 ・飛行禁止区域に該当する懸念のある場所では飛行を行わないか、当局に事前申請を行う。 ・夜間飛行は行わない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・飛行後 72 時間以内に、専用サイトを通じて当局へ活動報告を実施する。 ・第三者への賠償責任保険を付保する。

2. 近く施行される可能性のある新条例（無人驾驶航空器飛行管理暫行条例）

本年1月26日には新条例「無人驾驶航空器飛行管理暫行条例」（以下、同条例という）のドラフトが民航局より公表された。2月末にはパブリックコメントの募集が締め切られているため、多少の修正を経た上で近く正式に施行される可能性が高い。

同条例は、表2に掲載した3つの法規制にある規制対象をいずれも包含しており、記載内容は多岐にわたる上、内容もかなり具体的なものとなっている。同条例の特徴は、「ドローン（機体）」「操作者」「飛行空域」「飛行」各々について、ユーザーの義務や罰則をさらに明確化している点にある。したがって、今後ドローンの利用を検討する企業においては、現行法規制に加えて、同条例の内容を踏まえたうえで活用方法を検討する必要がある。以下に同条例の要点について解説する。

（1）ドローン（機体）

同条例では、表4のとおりドローンをサイズに応じて5種類に区分し、最も軽量の微型を除くドローンの販売業者に対して企業・個人情報の実名登録や営業許可の取得等の義務を課している。また、微型を除くドローンのユーザーに対して実名や国籍の登録義務を課している。なお、登録された情報は、軍や民間の航空管制センターや公安、政府工信部（情報技術を統括する行政部門）にも共有することが明記されている。

（2）操作者

同条例では、表4に示すドローンのサイズ区分ごとに、操作免許の要否や年齢制限に関する基準を定めている。微型か軽型ドローンであれば操作免許は不要である。小型・中型・大型ドローンの操作は、民航局による操作免許を取得する必要がある。なお、操作者に対する管理弁法が別途制定される予定である旨も条例内に明記されている。

表4. ドローンの区分と免許要否・年齢制限

サイズ区分	主な要件	免許要否	年齢制限
微型 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> 機体重量 250g 未満 高度 50m を超える飛行性能を備えていない 最大飛行速度は 40km/h 未満 リモコンから発する電波は短距離仕様である 	不要	-
軽型	<ul style="list-style-type: none"> 機体重量 4kg 以下もしくは最大積載重量 7kg 以下 最大飛行速度 100km/h 未満 当局要求に合致する操作性と位置情報機能を備えている。 (微型ドローンを除く) 	不要 (※2)	原則 14 歳以上
小型	<ul style="list-style-type: none"> 機体重量 15kg 以下もしくは最大積載重量 25kg 以下 (微型・軽型ドローンを除く) 	要	16 歳以上
中型	<ul style="list-style-type: none"> 機体重量 15kg 超かつ最大積載重量 25kg～150kg 	要	18 歳以上
大型	<ul style="list-style-type: none"> 最大積載重量 150kg 以上 	要	18 歳以上

(※1) 微型ドローンは1で説明した「民用无人驾驶航空器经营性飞行活动管理办法（暂行）」の対象

外

(※2) 所定の空域を超えて飛行する場合は、業界団体による研修の受講と合格証の取得の義務あり

(3) 飛行空域

微型・軽型のドローンを許可なく飛行させてはならない区域が明確化された。微型ドローンの主な飛行禁止区域は以下のとおりである。

<微型ドローンの主な飛行禁止区域> (詳細は原文を参照)

- 高度 50m以上
- 当局が定める飛行禁止区域と周辺 2km、飛行危険区域と周辺 1km
- 空港・臨時離着陸地点と周辺 2km
- 国境・境界線と内側 2km 上空
- 軍事エリアと周辺 500m、軍事管理区・党政機関等と周辺 100m 上空
- 電波天文台等設備と周辺 3km 上空
- 易燃物・爆発物を扱う大型の工場や倉庫等と周辺 100m 上空
- 発電所、変電所、ガソリンスタンド、大型駅、埠頭、港湾、大型活動現場と周辺 50m 上空
- 高速鉄道と両側 100m の上空、一般鉄道、省級以上の自動車道路の両側 50m 上空
- 空軍等の超低空飛行空域

鉄道路線や自動車道路、ガソリンスタンド等、どこにでもある施設の周辺も飛行禁止になっているので、飛行場所の選定においてこれらの場所が含まれる懸念がある場合は、当局に対して事前に飛行申請を行った上で、正式な承認を得ることをお勧めする。

軽型ドローンの飛行禁止区域は、微型の各項目について数値等をさらに厳格化したものとなるが、ここでは詳細の説明を省略する。小型以上のドローンの飛行禁止区域については同条例に具体的な記載はない。別の法規制においてさらに厳格な要件が適用されるためと考えられる。

(4) 飛行

ドローンを飛行させる法人・個人は、飛行実施の前日 15 時までに当局に飛行計画を提出して事前申請を行い、当局はこれに対して同日の 21 時までに承認結果を回答する旨を定めている。ただし、以下の場合は、当局に対する事前申請を行う必要はないと規定されている。

<当局に対する事前申請が不要のケース>

- 微型ドローンを飛行禁止区域以外で飛行させる場合
- 軽型、植物保護用ドローンを適切な区域で飛行させる場合 (ただし、監督部門に対して適宜対応状況を報告する義務あり)

このほか、同条例第 45 条には、中国領域内において、他国から持ち込んだ、もしくは外国人が単独で、ドローンを用いて測量調査を行ったりセンシティブなエリアの撮影を行う等の行為を禁止する旨の記載がある。日系企業においては、日本からのドローンの持ち込みや出張者によるドローン操作は同条に抵触する恐れがある。

(5) 罰則

同条例には、ドローン販売者やユーザーが各規定に違反した場合の罰則も明記されている。ここでは、ユーザーの行為に対する罰則をいくつか紹介する。(表 5)

表 5. 違反行為別の罰則

違反行為	罰則・罰金
所定の実名登録を行わずにドローンを飛行させた。	<ul style="list-style-type: none"> ・飛行の禁止 ・軽型・小型の場合、罰金 2,000～20,000 円 ・中型・大型の場合、罰金 5,000 円～100,000 円
所定の国籍登録を行わずにドローンを飛行させた。	<ul style="list-style-type: none"> ・飛行の禁止 ・軽型・小型の場合、罰金 10,000～100,000 円 ・中型・大型の場合、罰金 100,000 円～500,000 円
違法なドローン飛行で利益を得た。	<ul style="list-style-type: none"> ・違法に得た収入の没収 ・違法に得た収入の 1～5 倍の罰金
不法に国外からドローンを持ち込んだ。	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンの差し押さえ ・軽型・小型の場合、罰金 5,000～100,000 円 ・中型・大型の場合、罰金 50,000 円～500,000 円
所定の合格証・免許証を持たずにドローンを操作した。	<ul style="list-style-type: none"> ・罰金 5,000～100,000 円
所定の合格証・免許証の認可範囲を超えてドローンを操作した。	<ul style="list-style-type: none"> ・6 か月以上 1 年以下の資格停止 ・30,000 円～200,000 円以下の罰金
有人飛行機の近くを飛行した。 所定の飛行制限条件に違反した。 所定の許可を得ず飛行した。 飛行計画に従わず飛行した。 当局への所定の報告を怠った。 管制の指示に従わなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・警告 ・やや重大な違反の場合、罰金 10,000～50,000 円と 1～3 か月の飛行許可の停止等 ・重大な違反の場合、罰金 50,000～200,000 円と 2 か月～1 年の飛行許可の停止等 ・重大事故等を惹起した場合 飛行許可の取り消し、2 年間航空関係の許認可を停止

3. 法規制の今後

中国では、特に出前サービス業者において、ドローンの実用が積極的に検討されている。当地の出前サービスは、飲食店等が自前で配送するのではなく、出前サービス業者がバイクで宅配するスタイルが主流であるため、比較的小規模な飲食店もこぞって出前マーケットに参入しており、街なかには出前サービスの宅配バイクがあふれる一大ブームとなっている。

出前サービス大手の饿了么(ウーラマ)は、6/1 より上海市郊外において、ドローンを用いた配送サービスを開始している。報道によると、同社はサービスエリア内に 17 本のドローン飛行路線と中継タ

一ミナルを設け、飲食店～中継ターミナル～注文客へと至る物流ルートの 70%をドローンでカバー、バイク便による陸路配送の距離を従来の 15%まで削減するとしている。これにより配送時間を 30 分から 20 分に短縮するとしている。（出典：6/5 中国机械工业联合会机经网）

他の大手出前サービス業者の多くも、ドローンを用いた同様のサービスを検討中であり、こういったサービスが進展すれば、近い将来には空の景色が一変する可能性がある。こういったドローンの商業活用の進展に応じて、今後も関連する法規制が目まぐるしく変化することが想定される。ドローン活用の検討にあたっては、先進事例のスタディのみならず、法規制の動向についても継続的に捕捉していくことが重要である。

以 上

執筆：コンサルティング部 シニアマネジャー 飯田 剛史

<参考文献>

- 1) 民用无人驾驶航空器系统驾驶员管理暂行规定（AC-61-FS-2013-20）
- 2) 轻小无人机运行规定（试行）（AC-91-FS-2015-31）
- 3) 民用无人机驾驶员管理规定（AC-61-FS-2016-20R1）
- 4) 民用无人机驾驶航空器系统空中交通管理办法（MD-TM-2016-004）
- 5) 民用无人驾驶航空器实名制登记管理规定（AP-45-AA-2017-03）
- 6) 民用无人驾驶航空器经营性飞行活动管理办法（暂行）（MD-TR-2018-01）
- 7) 无人驾驶航空器飞行管理暂行条例（征求意见稿）

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。

中国進出企業さま向けのコンサルティング・セミナー等についてのお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先 MS & ADインターリスク総研 総合企画部 国際業務グループ
TEL.03-5296-8920 <http://www.irric.co.jp/>

インターリスク上海は、中国 上海に設立されたMS & ADインシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等へのリスク調査や、BCP策定等の各種リスクコンサルティングサービスをご提供しております。

お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問合せ先までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先 瑛得管理諮詢（上海）有限公司（日本語表記：インターリスク上海）
上海市浦东新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大廈 14 楼 23 室
TEL:+86-(0)21-6841-0611（代表）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2018